

# 建設資材廃棄物の 引渡完了報告制度説明会

平成29年 2月  
青森県環境生活部環境保全課

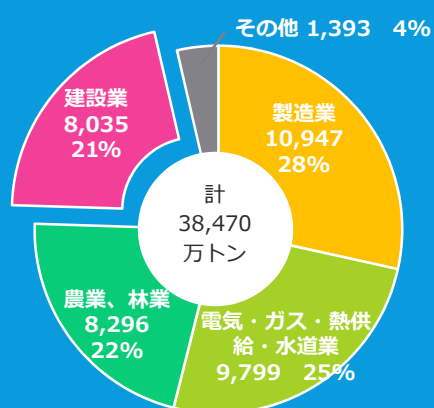


## 建設系廃棄物の適正処理について

## 内 容

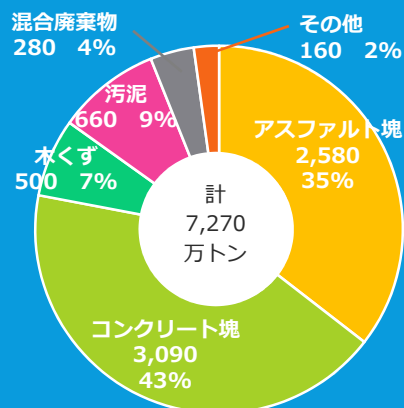
- はじめに
- 廃棄物とは？
- 事業者の責務
- 産業廃棄物を事業場（工事現場内）で保管する場合のルール ～保管基準～
- 産業廃棄物を自ら処理する場合のルール ～処理基準～
- 産業廃棄物の処理を他人に依頼する場合のルール ～委託基準～
- マニフェストについて
- 産業廃棄物を処理する場合に必要な許可
- 産業廃棄物処理施設の設置許可
- 不法投棄や野焼きは絶対ダメ！
- 廃棄物処理法の罰則
- 建設リサイクル法について

## はじめに ～建設系廃棄物の現状～



全国の産業廃棄物の業種別排出量  
(平成25年度)

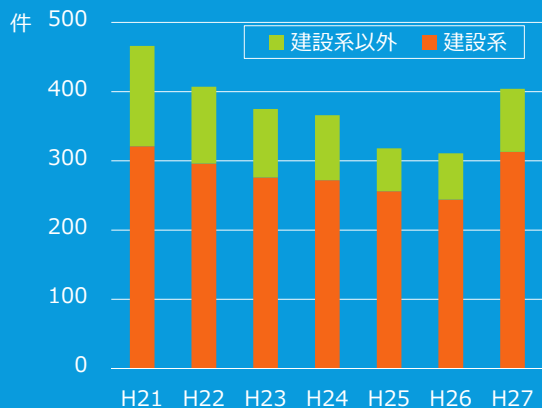
出典：環境省



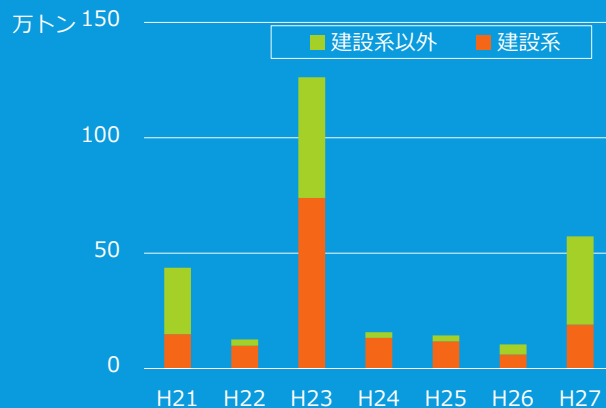
建設系廃棄物の種類別排出量  
(平成24年度)

出典：国土交通省

## はじめに ～建設系廃棄物の不法投棄等の状況～

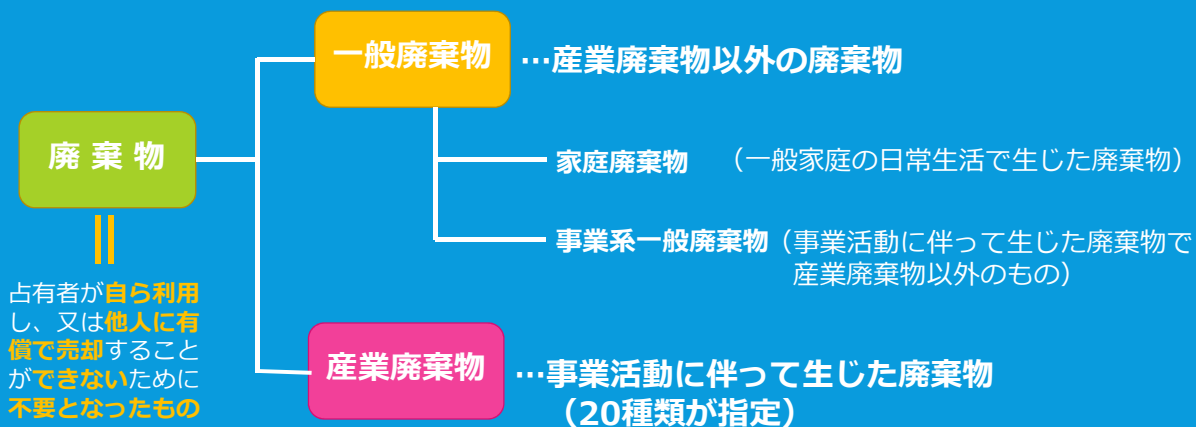


産業廃棄物の不法投棄等件数の推移  
(平成21～27年度 ; 廃棄物量10t以上)



産業廃棄物の不法投棄等量の推移  
(平成21～27年度 ; 廃棄物量10t以上)

## 廃棄物とは？ ～一般廃棄物と産業廃棄物～



## 産業廃棄物について

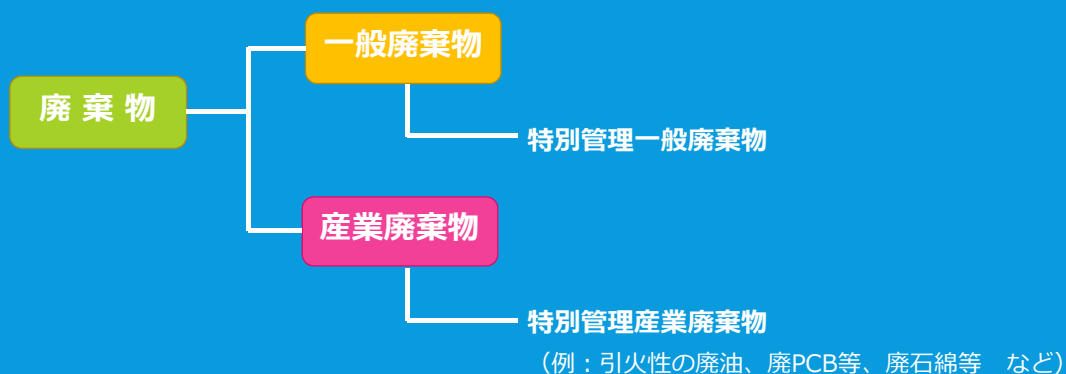
事業活動に伴って生じた廃棄物で、次の**20種類**が指定されています。

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| ① 燃え殻      | ⑫ ゴムくず                               |
| ② 汚泥       | ⑬ 金属くず                               |
| ③ 廃油       | ⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず              |
| ④ 廃酸       | ⑮ 鉱さい                                |
| ⑤ 廃アルカリ    | ⑯ がれき類                               |
| ⑥ 廃プラスチック類 | ⑰ 家畜の死体                              |
| ⑦ 紙くず      | ⑱ 家畜ふん尿                              |
| ⑧ 木くず      | ⑲ ばいじん                               |
| ⑨ 繊維くず     | ⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①～⑨に該当しないもの |
| ⑩ 動植物性残さ   |                                      |
| ⑪ 動物系固形不要物 |                                      |

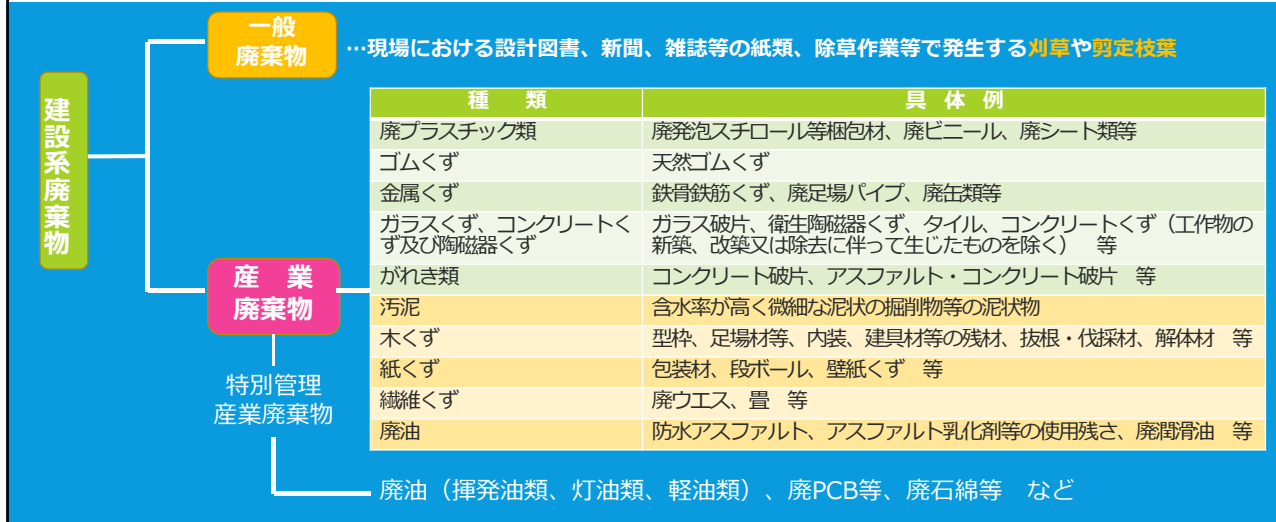
赤字は特定の事業活動に伴うもの（特定の事業活動に該当しないものは一般廃棄物となります）

## 特別管理廃棄物とは？

爆発性、毒性、感染性などの人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの



## 建設工事等から発生する廃棄物の例



## 事業者の責務

廃棄物処理法では、事業者の責務として、次のように規定されています。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。（廃棄物処理法第3条第1項）

また、産業廃棄物の処理については、次のように規定されています。

- 事業者は、その産業廃棄物を**自ら処理**しなければならない。（廃棄物処理法第11条第1項）

その責務を果たすためには、廃棄物処理法で定められた各種の基準を守らなければなりません。

## 「排出事業者」とは？

営利、非営利に関わらず、**事業活動に伴って廃棄物を排出する事業者**を指します。

通常は、

廃棄物の**排出事業者**

||

事業活動に伴って廃棄物を排出する事業者

となります。

では、**建設工事の場合**はどうでしょうか？

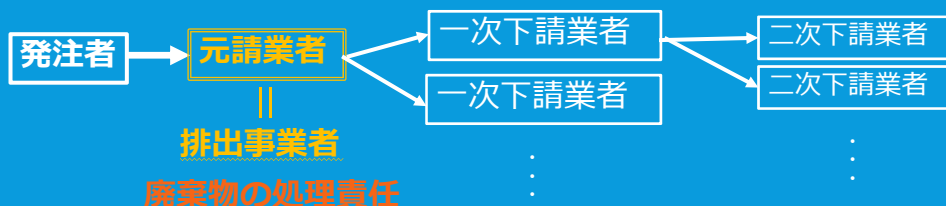
- 発注者？
- 工事業者？
  - 元請業者？
  - 下請業者？

## 建設工事における事業者の考え方 ～廃棄物の「排出事業者」は誰か？

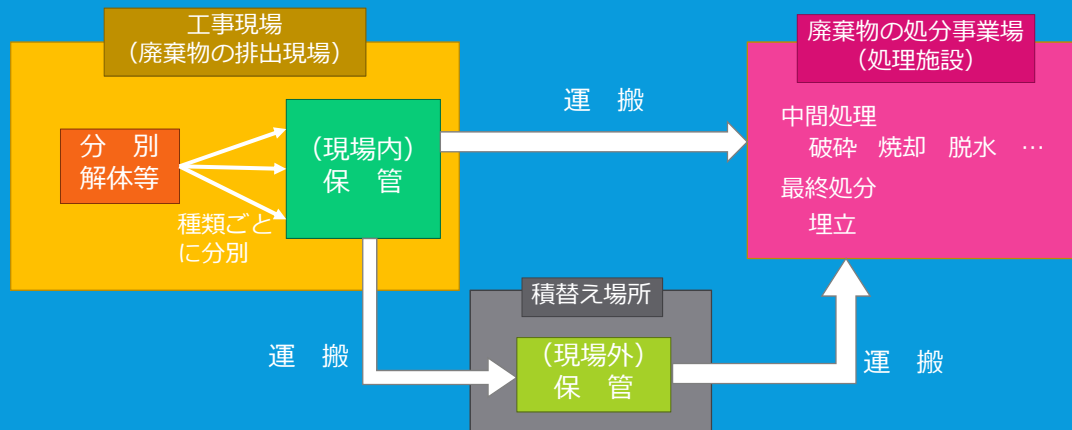
建設工事が数次の請負によって行われる場合  
(元請、一次下請、二次下請、…)



**発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（元請業者）が排出事業者**となります。 (廃棄物処理法第21条の3第1項)



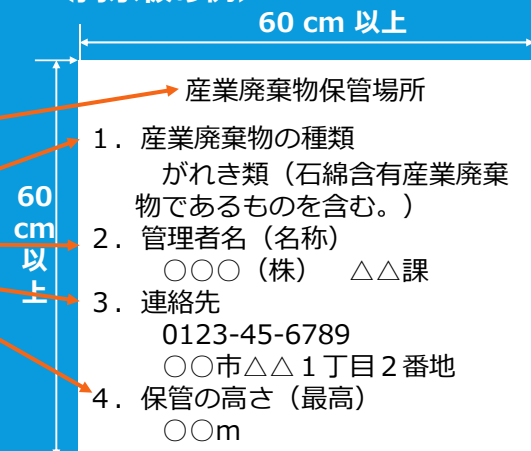
## 廃棄物の処理



## 産業廃棄物を事業場（工事現場）内で保管する場合のルール ～保管基準～

- 保管場所の**周囲に囲い**を設けること
- 廃棄物の保管場所である旨の**掲示板を設置**すること
  - ＜掲示板に表示する事項＞
    - **産業廃棄物の保管場所である旨**
    - **産業廃棄物の種類**（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨）
    - **管理者の名称、連絡先**
    - **最大積み上げ高さ**（屋外で容器を用いずに保管する場合）
- 廃棄物が**飛散したり、流出したりすることがないよう**にすること
- 汚水が**地下に浸透しないよう**にすること

### ＜掲示板の例＞



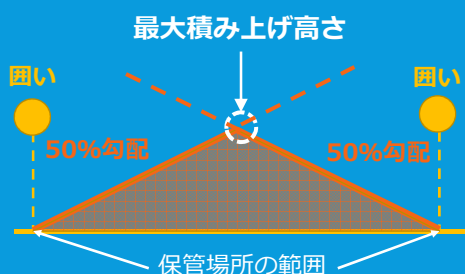
## 産業廃棄物を事業場（工事現場）内で 保管する場合のルール ～保管基準～

- 悪臭が発散しないようにすること
- 保管の高さの制限を超えないようにすること
- ねずみや蚊、はえなどの害虫が発生しないようにすること
- 特別管理産業廃棄物や石綿を含む産業廃棄物を保管する場合は、他の物と混合しないような措置を講ずること

## 産業廃棄物を事業場（工事現場）内で 保管する場合のルール ～保管基準～

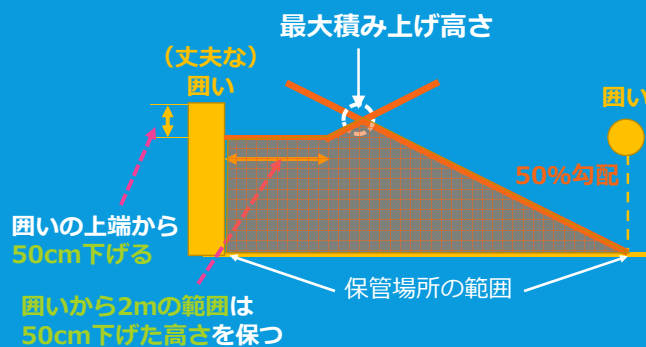
### <保管の高さの制限について>

#### ① 廃棄物が囲いに接しない場合



50%勾配とは、底辺2、高さ1の勾配  
(角度で表すと約26.5°)

#### ② 廃棄物が囲いに接する場合



囲いの上端から  
50cm下げる

囲いから2mの範囲は  
50cm下げた高さを保つ

——— のラインの範囲に収まるように保管



## 産業廃棄物を自ら処理する場合のルール ～処理基準～

### 処 理

…廃棄物処理法では、分別、保管、収集、運搬、再生、処分など、広い意味で「処理」という言葉を使用しています

### 産業廃棄物処理基準

…大きく4つに分けられます。

収集運搬の基準

積替え又は保管の基準

処分（中間処理）の基準

埋立処分の基準

海洋投入処分の基準

これらについては、  
ここでは説明を省略します

※ 特別管理産業廃棄物については別に処理基準が定められています。

## 収集運搬の基準

- 廃棄物が**飛散、流出しない**ようにすること
- **悪臭の発散**や、**騒音・振動による生活環境保全上の支障を生じない**ようにすること
- 運搬車、運搬容器等は、**飛散、流出及び悪臭が生じないもの**を用いること
- 運搬車の**両側面に、産業廃棄物の運搬車である旨を表示**すること
  - 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する**運搬車である旨**
  - **事業者の氏名又は名称**
  - (産業廃棄物収集運搬業許可業者の場合) **許可番号の下6桁**

### ＜産業廃棄物の収集運搬車の表示例＞

#### ① 自ら運搬する場合

4.9cm以上  
3.2cm以上

**産業廃棄物収集運搬車**  
株式会社〇〇建設

#### ② 産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合

4.9cm以上  
3.2cm以上  
3.2cm以上

**産業廃棄物収集運搬車**  
〇〇運輸有限会社  
9 8 7 6 5 4

## 収集運搬の基準

運搬車に、環境省令で定める書面を備え付けること

### <事業者が自ら運搬する場合>

次の事項を記載した書面

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

### <産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合>

- 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- マニフェスト

### <自ら運搬する場合に備え付ける書面の例>

(特別管理) 産業廃棄物運搬管理表		
氏名又は名称	〇〇建設(株)	
住所	〇〇町▽▽字◇◇△番地	
廃棄物の種類・数量	がれき類 △△ t	
積載日	平成〇〇年△△月□□日	
積載場所 (工事現場)	名称	※※邸解体工事
	所在地	□□市**△丁目××
	連絡先	090-1234-5678 (▲▲)
運搬先 (処理施設)	名称	(有)△△産業 処分場
	所在地	△△町@@字□□◎-◎
	連絡先	0170-12-3456

## 積替え又は保管の基準

### ～事業場（工事現場）の外で保管する場合～

工事現場内で保管する場合と、工事現場の外で保管する場合で、基準が若干異なります。

- 積替えを行った後の運搬先があらかじめ定められていること  
⇒「とりあえず保管」はダメ
- 搬入された産業廃棄物の性状が変化する前に搬出すること
- 積替え又は保管を行う場所の周囲に囲いを設けること
- 廃棄物が飛散したり、流出したりすることがないようにすること
- 汚水が地下に浸透しないようにすること
- 悪臭が発散しないようにすること
- 保管の高さの制限を超えないようにすること
- ねずみや蚊、はえなどの害虫が発生しないようにすること
- 特別管理産業廃棄物や石綿を含む産業廃棄物を保管する場合は、他の物と混合しないような措置を講ずること

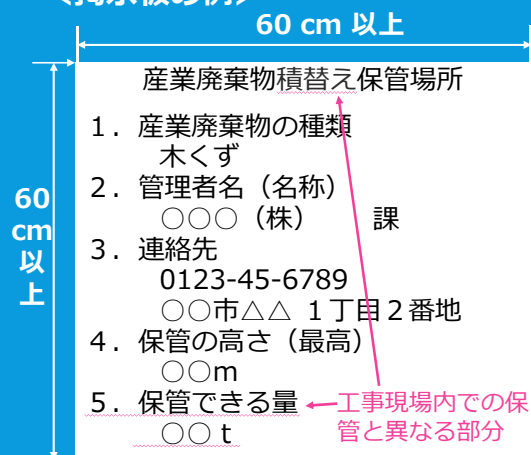
## 積替え又は保管の基準 (事業場 (工事現場) の外で保管する場合)

- 廃棄物の積替えのための保管場所である旨の掲示板を設置すること

### ＜掲示板に表示する事項＞

- 産業廃棄物の積替え又は保管の場所である旨
- 産業廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨)
- 管理者の名称、連絡先
- 最大積み上げ高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合)
- 保管できる産業廃棄物の量の上限

### ＜掲示板の例＞



## 保管できる量 (保管上限) について

産業廃棄物の積替えのために保管する場合



1日当たりの平均的な搬出量の7日分以内

産業廃棄物を処分するために保管する場合



保管する産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力の14日分以内

- 【例外】 木くず、コンクリート破片の再生処理施設 ⇒ 処理能力の28日分以内  
アスファルト破片の再生処理施設 ⇒ 処理能力の70日分以内

等

## 産業廃棄物の事業場外保管届出

建設工事に伴って発生する産業廃棄物について、

- 工事現場の外で、
- 保管場所の面積が300㎡以上

の場所で保管を行おうとする場合は、保管場所の所在地を管轄する県環境管理事務所（保管場所の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれの市）に事前に届出が必要です。

（産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設、許可を受けた産業廃棄物処理施設において行われる保管等を除く。）

※ 非常災害のために必要な応急措置として保管する場合は、保管（開始）した日から14日以内に届出が必要です。

※ 特別管理産業廃棄物の事業場外保管についても同様の規定があります。

## 産業廃棄物の処理を他人に依頼する場合 のルール ～委託基準～

廃棄物処理法では「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と規定されていますが、一方で、産業廃棄物の適正な処理の確保の観点から、（特別管理）産業廃棄物処理業の許可を持つ業者に処理を依頼（委託）することも認めています。

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、委託基準を守る必要があります。また、産業廃棄物の処理を委託したからと言って、事業者の責任がなくなるわけではありません。



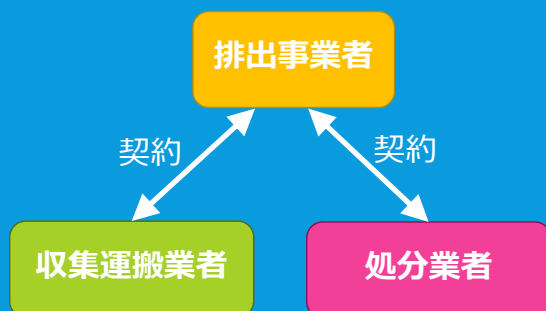
事業者として、最後まで責任を持つことが重要です。

## 産業廃棄物の処理の委託に当たっての 注意事項

- (1) 委託先の業者について確認する。 ⇒ **許可証で確認**
- 産業廃棄物処理業の許可の有無  
**運搬を委託**する場合は**産業廃棄物収集運搬業**  
**処分を委託**する場合は**産業廃棄物処分業**  
 (特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ業者と委託する必要があります。)
  - どの自治体の許可を持っているか。  
**収集運搬業(積替えを行わない)**の場合、**県の許可があればその県内全域で事業が行えます。**
  - 事業の範囲  
**収集運搬業の場合、取り扱う産業廃棄物の種類、積替えを行うかどうか**  
**処分業の場合、取り扱う産業廃棄物の種類、処分の方法、施設の状況** 等

## 産業廃棄物の処理の委託に当たっての 注意事項

- (2) 運搬に係る契約と処分に係る契約を**それぞれ直接締結**する。  
 (三者契約は認められていません。)



※収集運搬と処分を同じ業者に委託する場合は、1本の契約としても可

## 産業廃棄物の処理の委託に当たっての 注意事項

### (3) 契約は、書面により行うこと。 (契約書には許可証の写しを添付)

#### 【委託契約書に含める必要がある項目】

##### <運搬を委託する場合>

- 運搬の最終目的地の所在地
- 積替え又は保管を行うときは、その場所、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限
- 安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行うときは、他の廃棄物との混合及び手選別の許否

##### <処分（再生）を委託する場合>

- 処分（再生）の場所の所在地
- 処分（再生）の方法
- 処分（再生）に係る処理能力

##### <運搬・処分に共通する項目>

- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 委託契約の有効期間
- 契約金額
- 受託者である産業廃棄物処理業者の事業の範囲
- 受託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供に関する事項
- 委託契約の有効期間中に、適正な処理のために必要な情報に変更があった場合の情報の伝達方法
- 業務終了時の報告に関する事項
- 委託契約を解除した場合に、処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

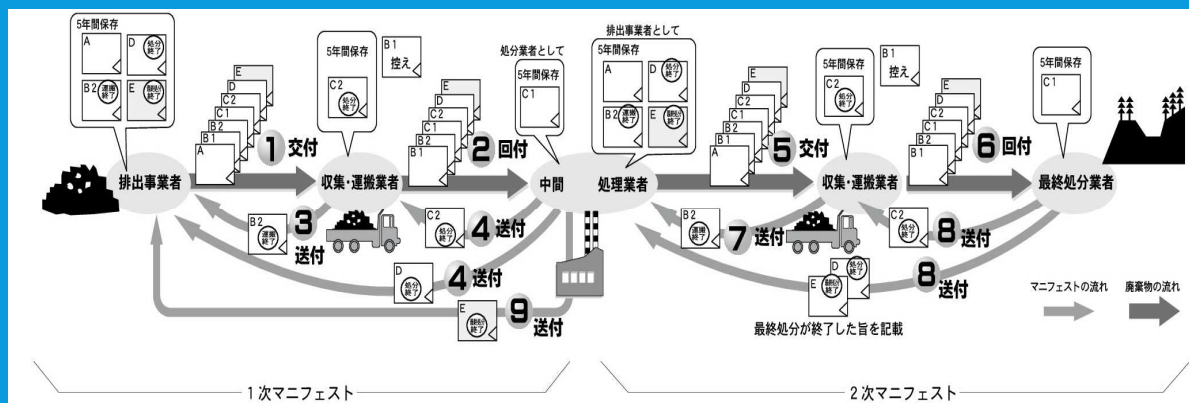
契約書は有効期間終了後5年間保存する必要があります

## マニフェストについて

産業廃棄物の適正な処理を確保するためには、適切な処理業者に産業廃棄物の処理を委託するとともに、**産業廃棄物処理委託契約のとおり**に産業廃棄物が処理業者に引き渡され、**委託内容のとおり**に**適正に処理されたことを確認**しなければなりません。

その仕組みが**マニフェストシステム**です。

# マニフェストの流れ



# マニフェストの例

(全国産業廃棄物連合会発行のマニフェストの例)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票	
発行年月日	20586532971
排出事業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
収集・運搬業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
中間処理業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
収集・運搬業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
最終処分業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
廃棄物の種類	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
数量	〇〇〇〇 〇〇〇〇
備考	〇〇〇〇 〇〇〇〇

排出事業者  
が記入する  
欄

マニフェストが返送されたら、照合確認を

(建設六団体副産物対策協議会発行の例)

産業廃棄物管理票 建設系産業廃棄物マニフェスト(A)	
発行年月日	04035908623
排出事業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
収集・運搬業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
中間処理業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
収集・運搬業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
最終処分業者	名称: 株式会社 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇〇
廃棄物の種類	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
数量	〇〇〇〇 〇〇〇〇
備考	〇〇〇〇 〇〇〇〇



## マニフェストに関する注意事項

### (1) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が必要です。

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で、マニフェストを交付した場合は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、前年度の4月1日から3月31日までの1年間におけるマニフェストの交付状況を、当年度の6月30日までに県（青森市内の事業場については青森市、八戸市内の事業場については八戸市）に報告する必要があります。

※ 電子マニフェストを使用したものについては、報告不要です。

（紙マニフェストと電子マニフェストの両方を使用している場合は、紙マニフェストを使用した分について報告が必要です。）

## マニフェストに関する注意事項

### (2) 措置内容等報告書について

次の場合、マニフェストを交付した者は、速やかに委託した産業廃棄物の処理状況を確認し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、30日以内に県（青森市又は八戸市の場合はそれぞれの市）に報告する必要があります。（所定の様式が規定されています）

報告対象	報告内容
交付したマニフェストが送付期限内に送付されてこないとき 【送付期限】B2票・D票⇒90日、E票⇒180日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マニフェストの交付番号・交付年月日</li> <li>➢ 運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類</li> <li>➢ 報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日</li> </ul>
記載漏れのあるマニフェストの送付を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運搬又は処分の受託者</li> </ul>
虚偽記載のあるマニフェストの送付を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法</li> </ul>
処理業者から処理困難通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容</li> </ul>

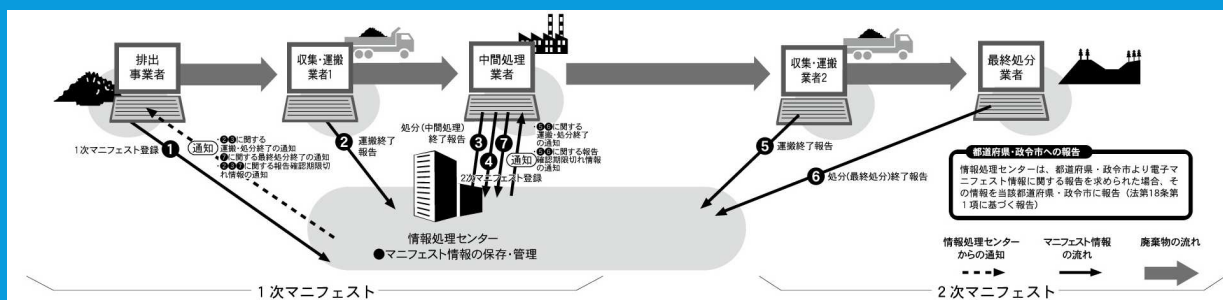


## 電子マニフェストについて

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があります。

## 電子マニフェストの流れ



## 【参考】 紙マニフェストと電子マニフェストの比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの 交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引き渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	①運搬終了報告：B 2票とA票を照合確認 ②処分終了報告：D票とA票を照合確認 ③最終処分終了報告：E票とA票を照合確認
	マニフェストの 保存	マニフェストの保存不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者及び処分業者より送付されたB 2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票 交付等状況報告書	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に必要事項を記載したB 2票を排出事業者に送付
	マニフェストの 保存	マニフェストの保存不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたC 2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC 2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者に送付
	マニフェストの 保存	マニフェストの保存不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C 1票を5年間保存

## 帳簿の備え付け

次に示す事業者は、事業場に廃棄物の処理に関する帳簿を備え付ける義務があります。

- 事業活動に伴って生ずる（特別管理）産業廃棄物を処理するために、次の施設を設置している事業者
  - ◆ 許可を受けた産業廃棄物処理施設を設置している事業者
  - ◆ 産業廃棄物の焼却施設（許可を受けた産業廃棄物処理施設以外のもの）を設置している事業者
    - ⇒言い換えると、規模を問わず、焼却施設を設置している事業者は、帳簿の備え付けが必要、ということになります。
- （特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該廃棄物の処分又は再生を行う事業者
  - ⇒工事現場の外で、自ら廃棄物の処分を行う事業者などが該当します。

## 【参考】帳簿の記載事項

### ○許可対象産業廃棄物処理施設又は許可対象焼却施設設置者

1. 産業廃棄物の種類ごとに次の事項（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 処分年月日                               |
| 2 | 処分方法ごとの処分量                          |
| 3 | 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |

2. 帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。

3. 帳簿の保存

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。

### ○産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃棄物の処分を行う事業者

1. 産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載すること。

- |    |   |                                  |
|----|---|----------------------------------|
| 運搬 | 1 | 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地             |
|    | 2 | 運搬年月日                            |
|    | 3 | 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量                  |
|    | 4 | 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 |

- |    |   |                                     |
|----|---|-------------------------------------|
| 処分 | 1 | 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地             |
|    | 2 | 処分年月日                               |
|    | 3 | 処分方法ごとの処分量                          |
|    | 4 | 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |

備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、各区分に応じそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2. 帳簿は事業所ごとに備え、毎月末までに、前月分について、記載を終了していること。

3. 帳簿の保存

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。

## 多量排出事業者の減量化に係る計画等

多量排出事業者

…事業活動に伴い**多量**の（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者

前年度（4月1日～3月31日）の発生量が基準

〔産業廃棄物の場合 1,000トン以上  
特別管理産業廃棄物の場合 50トン以上〕

当年度の6月30日までに

（特別管理）産業廃棄物  
処理計画書

翌年度の6月30日までに

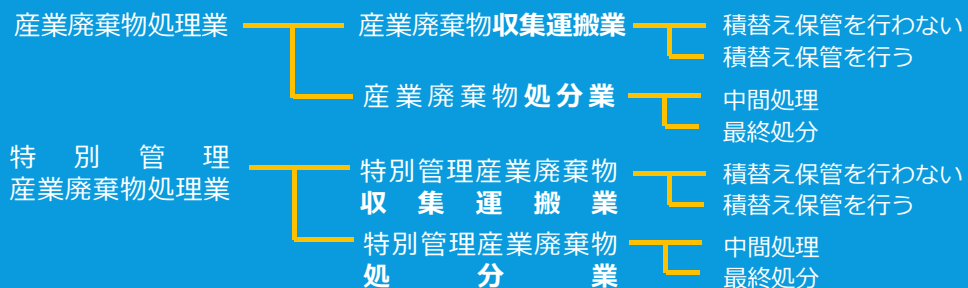
（特別管理）産業廃棄物  
処理計画実施状況報告書

## 産業廃棄物を処理する場合に必要な許可 ～（特別管理）産業廃棄物処理業の許可～

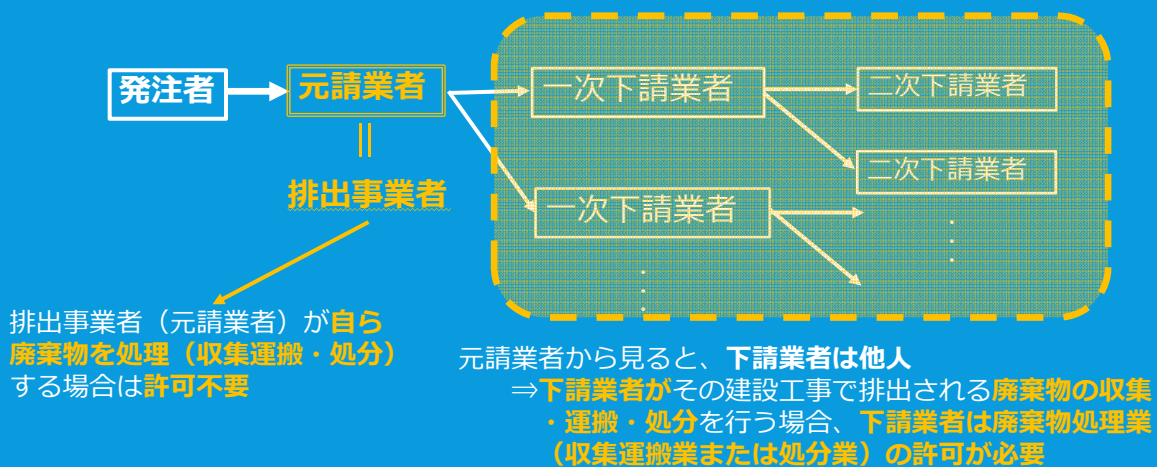
他人の（特別管理）産業廃棄物の処理を業として行う場合に必要な許可

↓  
廃棄物の種類、事業の区分に応じた許可が必要

### 許可の区分



## 建設工事における廃棄物処理業の許可



## 産業廃棄物进行处理する場合に必要な許可 ～産業廃棄物処理施設の設置許可～

産業廃棄物进行处理するための施設として、次のような種類、規模のものを設置しようとする場合は許可を受ける必要があります。

設置の計画がある場合は、計画の概要等について、事前に県（青森市内に設置する場合は青森市、八戸市内に設置する場合は八戸市）に相談するようにしましょう。

### （主な産業廃棄物処理施設）

施設の種類	規 模（処理能力）
汚泥の脱水施設	処理能力が10m <sup>3</sup> /日超
汚泥の焼却施設	処理能力が5m <sup>3</sup> /日超または200kg/時間以上もしくは火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5t/日超
廃プラスチック類の焼却施設	処理能力が100kg/日超または火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
木くず・がれき類の破碎施設	処理能力が5t/日超（排出事業者が移動式の施設を設置する場合は当分許可不要）
産業廃棄物の焼却施設	処理能力が200kg/時間以上または火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上
産業廃棄物の最終処分場	すべて

## 不法投棄や野焼きは絶対ダメ！



## 廃棄物処理法の罰則（主なもの）

違反事由	罰則
不法投棄 不法焼却（野焼き） 無許可営業	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法人の場合は3億円以下の罰金）
委託基準違反（無許可業者への委託）	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法人の場合は1,000万円以下の罰金）
委託基準違反（許可範囲外の委託、契約書の不備等）	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法人の場合は300万円以下の罰金）
マニフェスト・電子マニフェスト関係の義務違反 （特別管理）産業廃棄物の事業場外保管届出義務違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 （法人の場合は50万円以下の罰金）
報告義務違反（報告拒否、虚偽報告）	
立入検査拒否、妨害等	30万円以下の罰金（法人の場合も同じ）
帳簿備え付け義務違反 （特別管理）産業廃棄物処理計画書の提出等義務違反	20万円以下の過料

## 建設リサイクル法について

